

平成21年度 第5回 大垣市景観遺産審議会 会議録

日 時：平成22年2月19日（金）午後1時30分から午後6時00分

場 所：大垣市役所 本庁3階 第2委員会室

議 題：大垣市景観遺産の指定について

出席者（敬称略）

（委員） 溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）

坂東 肇、杉原 重明、森川 賢治

【計5名】

（市及び事務局）

近藤 茂（都市計画部長）

三輪 寛（文化振興課主幹）

真鍋 和生（都市計画課景観整備係長）

鷺見 祥意（文化振興課文化財係）

三宅 忠・山田 嘉隆（都市計画課景観整備係） 【計6名】

事務局	<p>※開会にあたって（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）</p> <p><議事進行については、大垣市景観条例施行規則第39条第2項の規定により、会長が会務を総理することとなっているため、以降の議事は会長が執り行う。></p>
会 長	<p>（会長あいさつ（略））</p> <p>※本日の審議会は、大垣市景観遺産候補物件の審議となり、大垣市情報公開条例第6条に定める非公開情報についても審議することになるため、非公開とすることを報告</p> <p>※議事録署名者として、高木委員を指名</p> <p>※本日は、前回審議会に引き続き、「大垣市景観遺産の指定について」を議案とすることを報告</p> <p>※事務局に対し、議案審議①「景観遺産候補物件の考え方（前回審議会のまとめ）」の説明を要請</p>
事務局	<p>※景観遺産候補物件の考え方（前回審議会のまとめ）について説明（略）</p>
会 長	<p>○これまで何回かの議論を重ねてきたわけですが、特に前回審議会で様々な審議をいたしました景観遺産選考者の考え方について</p>

- て、確認の意味も含めまして整理していただきました。
- 前回の審議会でもそうでしたが、景観遺産の選定で、個別で問題がないという物件については異論なく進んできたわけです。一方、今日の審議でいくつか対象となると思いますが、度々出てきました「くくり」という考え方について、審議を進める前に確認しておこうという趣旨でございます。
- 例えば、前回審議会でも出てきました[]については、社叢と湧水は一体だろうということでしたし、景観遺産という観点から一体となるものについては「くくって」いこうということでした。
- 集合体で価値を有するものについては、都市計画的あるいは文化財的な施策とも関わってくるものとして捉えなければいけない問題もあります。
- 特に「まちなみ」のようなものに関しては、個々というより集まって価値があるということで、個別としてよりむしろ群としてというかたちになりますので、群が保たれるような状況が、景観遺産として考える時に担保されなければならないということが度々問題になってきたことでした。
- 続いて後ほど審議をひとつおり終えるところのまとめということで関わることだと思いますが、景観遺産予備登録リストのようなものが必要ではないかということが、以前の審議会で出てきました。これは先ほど事務局から説明がありました船町のような、今まさに市の施策とどう関わってくるかというような問題です。
- 個人的な考えですが、今回これから皆さんに選定いただいた候補物件の中で、すぐには所有者の了解が得られないという物件も当然出でます。それらを一義的に外してしまうということではなくて、こちらの思いとしては、条件がまだ整っていないという意味においては同じ位置付けだと思います。
- ですから候補に上げても所有者の同意が得られないものについても予備登録リストのようなものに上げて、粘り強く景観遺産としての方向性を探るという行政側のアプローチの担保としたい。そういう意味でもリストのようなものは必要と考えます。これは、ひとつおり審議を進めたあとで、みなさんとご議論させていただければと思います。
- 以上の課題と資料2をめくった景観遺産の考え方あたりを横目にらみながら、選考を進めてまいりたいと思います。
- このような考え方を踏まえまして、前回審議を終えることでの

	<p>きなかった物件について、事前に審査をお願いしたわけですが、ご多忙の中ご協力ありがとうございました。</p> <p>○その結果について、議案審議②になりますが、「景観遺産候補物件の事前選考の結果について」ということで、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 会長	<p>※景観遺産候補物件の事前選考の結果について説明（略）</p> <p>○委員の皆様にお願いしておりました事前選考の結果について、事務局より報告していただきました。</p> <p>○本日はこの結果をもとに、議事（2）の議案審議③「景観遺産の選定」として引き続き選考を行ってまいります。それでは、事務局からお願いします。</p> <p>※資料3のP.10から事前選考の結果をもとに個別の物件について、「景観遺産相当」、「除外」、「保留」のいずれに該当するかを審議。</p> <p>審議要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ▽時間軸で評価を受けていない現代の物件については、先を見越した評価の視点が必要である（[REDACTED]など） ▽大垣の歴史・文化、産業、生活を象徴するものについては、できるだけ選定したい（輪中堤、水屋、湧水など） ▽行政の施策の関係で、現在の状況が保たれることが難しいと考えられる物件については、選定を見送る（[REDACTED]改修など） ▽眺望としての候補物件は、視点場、対象を明確にして選定（[REDACTED]など） ▽国の文化財の一つである「文化的景観」は、人の生活、生業を含めた一連の景観を選定する制度であり、水屋群も同様の考え方で捉え、住居、屋敷構え、生け垣、周囲の田園風景も含めて一体のものとして前向きに扱いたい。 ▽水屋については個別の物件が候補となっているが、応募者の意図としては、大垣の水との戦いという意味を含めた水屋と周辺の景観全般を後世に残していくこと、[REDACTED]については風景資産として、エリアなど適切な設定を文化振興課も含めて検討する。

	※最終的に候補物件の中から、景観遺産相当として56物件、景観遺産には該当しないものの、今後、条件が整えば景観遺産に該当すると考えられる物件として8物件を、景観遺産予備登録リストに登録することを決定
会長	<p>○以上でよろしかったでしょうか。計5回の審議会と計4回の現地審査を行ってきましたが、審議会としてはひとまず、景観遺産の選定作業を終了したということで、この後事務局から説明いただく「(仮称) 景観遺産まちなか審査会」を経て次回審議会で、この審議会としての答申を行うことになります。</p> <p>○何かこれはという発言がございましたらお願ひします。いかがでしょうか。</p>
委員	※意見なし
会長	○ありがとうございました。それでは件数については整理していくことによろしかったでしょうか。
事務局	○景観遺産相当では、前回の21件に加え、本日の審議で35件になりましたので、合計56件になりました。
会長	○このあたりについては、リストというかたちで確認することにし、正確な件数については後日報告していただくことで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。
委員	※意見なし
会長	○ありがとうございます。それでは、(2) 議案審議④「景観遺産まちなか審査会について(案)」に移りたいと思います。事務局から説明お願ひします。
事務局	※「景観遺産まちなか審査会について(案)」を説明(省略)
会長	<p>○当初からの懸案として残っていたところですが、審査会の結果をどういうものに位置付けるかというところについて、委員の先生方のご意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>○絵画の審査でよくあります、審査で通るか通らないかという点は別のところで決まったうえで、顕彰といいますか、市民賞</p>

	<p>のようなものを、まちなか審査会で投票いただいたものから別に選ぶというのはどうでしょう。これは提案ですので、委員の先生方、事務局にご意見をお伺いできたら思います。</p> <p>○やはり、まちなか審査会の結果を選定の基準にしてしまうと、なかなか難しいのかもしれません。むしろ、逆に言えば市民賞というような評価の仕方もあるかなということがあります。</p> <p>○今日選考してきた中で、予備リストに入れたことなどは、単純にそのものだけの話ではなくて、背景として抱えている問題だとか、整理されていない状況などを含めて、長い議論を重ねてきて決めてきたわけです。一方で、このような形式での市民の方の評価というのはそれとは切り離されたところで、結果を出していただかなければならない。</p> <p>○その結果として、市民の側からすれば、投票したのにそれだけで白黒つかないとしたら、一体我々の投票はどうなったのかと不満に思われる。一方、市民の投票の結果と、我々がソフトランディングを図ってきた部分との整合がつかない状況が生まれたときに、その場合もなかなか難しいと考えると、どうなのか。そういう問題点を考えたときの解決方法ではないかと思うわけです。</p>
委 員	<p>○今の提案には大賛成です。広報ということを第一の目的として、市民の方にこういうことの大切さを示し、問い合わせ、その中で市民の方が参加し選んで、景観遺産に選定するしないとは別の枠として市民賞を設けるというのは、いいアイデアじゃないかと思います。</p>
委 員	<p>○まちづくりをされている方は関心があるのですが、いかに市民の皆さんに、こういうまちづくりの一環として景観遺産を大事にしていくということのアピールをしないと、浸透していかないと思います。</p>
会 長	<p>○今回いくつかの会場で審査会を実施するわけですが、問題は全部まとめてしまうと、票数がそれぞれの会場の参加状況によってばらつきが出てしまうことです。それを全部まとめて上位からとするのは、それはそれでいいのですが。</p> <p>○それから地域愛といった観点からの組織票は大賛成で、地域ごとの特色が反映された上石津賞、墨俣賞、大垣賞それから市民賞というかたちはあるかもしれません。</p>

会長	○そのようななかたちで選ぶと意欲が湧いてくるかもしれませんし、そのようなやり方も可能なのではないでしょうか。
委員	○墨俣の方に大垣や上石津のことを知っていただくという広報にもなります。会場は会場としての区切りも必要ですし、全体としての区切りも必要だと思います。
委員	○意見を聴く以上、その結果は公表しないといけないと思いますし、それに賞を付けると意欲は沸くのかもしれません。うまく公表する方法があれば、意識化にはつながると思います。
会長	<p>○市民が選んだ結果というのが、ある種いろいろなことを考えたうえでできている我々の判断と一致すればいいのですが、それを○×にダイレクトに結びつけてしまうと難しい場合があります。</p> <p>○一方ではそれがどう反映されたのかというのが最終結果に対してわからず、ブラックボックスであると難しいこともあります。</p>
委員	○審査会に物件を上げる場合、個人のものは了承を得る前に出してしまうのは良くないと思いますので、出し方は難しいかもしれません。
会長	○それは非常に大きな問題としてあります。
委員	<p>○審査会を中心といいますか重きを置いてやっていただきて、得点が多くかったから、審査会で決めたのをもう一度やり直すというのでは、審査した意味がなくなってしまいます。</p> <p>○PRすることを主にやっていただきて、それとなく皆さんに意見を求めるかたちにして、○○賞のように直接、点数が多かつたらありますというようなことはあまり言わない方がいいと思います。</p>
会長	<p>○結果として決まってしまうと後戻りはできないことなので、それを反映せざるを得ないという状況というのは、議論を重ねてきた我々の思いとしては避けたいと思います。</p> <p>○そうしますと、この場で直接すぐ結論が出ることではありませんので、そういう方向に審査会を検討いただくということがま</p>

	<p>ず一点。</p> <p>○二点目として、今景観遺産相当が56件あります、それをいう話になりますと、まず内示と言いますか、所有者に意向を確認しなければならないという問題がありますと、そうしますとスケジュールを含めて、まちなか審査会までにリストが固まっているといいのですが、個人のものを含めるとすると、それを出していいのかという問題があります。</p>
委 員	<p>○まちなか審査会に写真を出して、それに対し市民の方が投票しますよということだけを了解していただくというぐらいにしないと、景観遺産に指定されますということを最初に持っていくと、そもそも断られてしまう気がするので、まちなか審査会に写真を出すことだけの了解を取るというわけにはいかないのでしょうか。</p>
会 長	<p>○どちらもあるのでしょうか。写真を出すだけならやめておきますということになるけれど、実はこうこう、こういう制度で候補に上がっています、ということであれば、写真を出してもいいということもあるでしょう。</p> <p>○いずれにしても外に出す以上は、ある段階では意向は聴かないといけませんので、それで了解いただけるのであれば出せばいいのですが、気になるのはスケジュールとの話です。</p> <p>○審査会開催まであと一か月半くらいですが、そういうものが整理される状況にあればいいのですが、56件すべてが了解取れない可能性は充分あります。</p> <p>○所有者が保留された物件ははずさざるを得ないと思いますが、保留のものが最終的に景観遺産になるのは、但し書きでどこかに記載しておけばいい話で、その時点では保留で後ほど了解がいただけたというものはそれでいいと思います。</p> <p>○まちなか審査会にかけるということで、せっついてしまうのも得策でない。そんなに急がせるなら、うちはやめておきますという話にもなります。</p> <p>○少なくとも、ある程度大半のものの了解が得られる状況にあればいいのですが、ふたを開けてみればまちなか審査会に出ていない物件が増えているというのではいけませんが。</p> <p>○今後整理していただいて概ね9割という範囲で白黒が付いて残り1割が保留という状況であれば、一般的な概念からいって外れないのでしょうか。</p>

会長	○ところが4割くらいが保留でどうてい聞ききれないという状況になって、残りの6割でということではバランスが悪いと思います。
委員	○もう一つ、応募した人の名前を出して意見を聞くということは考えていますか。 ○学校のお子さんですと可能であれば名前を出せば喜ぶでしょうし、また今度やってみようということになるかもしれません。本人がいやだというなら無理して出せませんが。
会長	○杓子定規な事を言えば、写真も撮り直して、著作権の問題もありますから。事務局で取り直したものを使っていただかざるを得ませんね。 ○審議会の中で、「くくり」や「視点」を議論してきた経緯もありますので、そのあたりも踏まえたうえで、大垣市で著作権を持っている写真でやっていただきましょう。 ○また、市民のみなさんには応募いただいたありがとうございましたというところは入れていただいて、個々のお名前については入れないということのほうがいいのかもしれません。 ○ですので、応募者の個人名は出さない、市民の皆さんへのお礼は述べる、写真は事務局で撮り直したものを使用するということでいかがでしょうか。 ○公共のものだけでまちなか審査会を行うというのも難しいので、まず一点目として、今日上がったものについて、候補に上がっていることを伝えて了解をとっていただくという方向でお願いできますでしょうか。 ○その反映の仕方については、直接景観遺産に入れる入れないのところではなく、市民の皆さんの特薦というかたちで進めしていくことが二点目。 ○付けたしですが、先ほど〇〇賞と言いましたが、この場で即刻決めるということではありませんので、そういう可能性があるということでご検討いただく。 ○このようなかたちで進めていただくということでよろしゅうございますでしょうか。
事務局	○内部で検討させていただきまして、文書、メール等でご相談、ご報告させていただきたいと思います。

会長	○大筋のところは今日議論いただいた方向で、スケジュールを勘案しながら事務局で検討いただき、さらに、メールなり文書なりで、持ち回りで検討させていただくということで進めさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。
委員	※意見なし
会長	○そうしましたら、今のとおりで「景観遺産まちなか審査会」の方向性については決めさせていただいて、実施の細則については事務局に精査いただいて、各委員へ送付いただき、修正等の意見を求めて、実施するというかたちにさせていただきます。 ※事務局に対し、議事（3）「その他」について説明を要請
事務局	※「今後のスケジュール」について説明（省略）
会長	○9月に指定及び公表ということになりますと、審査会の時にどのような表記の仕方にするか、例えば景観遺産候補物件など、どのようなかたちで公表するのか工夫いただく必要がありますね。 ○そのあたりのところについても、事務的なところの整合性に気を付けていただく必要があるかもしれません。 ○今の件について、何かご意見ありますでしょうか。
委員	※意見なし
会長	○よろしいでしょうか。なかなか難しかったですが、毎回長時間の審議や何度も現地審査をお願いしまして、全国でもこのような取り組みは初めてだと思いますが、そういったところで都市計画課、文化振興課の協力を得ながら、新しい取り組みということで難しい部分もありましたが、また、まちなか審査会、最終的な答申も含めてお世話になると思います。 ○本日予定されている議案は以上でございます。これをもちまして審議会を閉会といたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。

(終了時刻 午後6時00分)

配布資料 一覧	大垣市景観遺産審議会委員名簿 ······ 資料1 景観遺産候補物件選定の考え方（前回審議会まとめ） ··· 資料2 景観遺産候補物件の事前選考結果 ······ 資料3 景観遺産まちなか審査会について（案） ······ 資料4 今後のスケジュール（案） ······ 資料5 (参考)文化的景観パンフレット(抜粋) ・大垣市景観遺産候補物件台帳（公募分）～事前配布済み～ ・大垣市景観遺産候補物件台帳（文化財）～事前配布済み～
------------	--